

「海岸保全基本計画（案）」に関するご意見と県の考え方

意見募集の期間：平成28年10月7日（金）～平成28年11月9日（水）

	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	<p>従来から当計画には、児童・高齢者、障がい者への「バリアフリー化の推進」については記載されていたが、近年の外国人観光客の海岸利用も鑑み、誰でも利用でき、災害からも避難しやすい海岸保全施設の「ユニバーサルデザイン化の推進」について記載してほしい。</p>	<p>「ユニバーサルデザインに配慮した海岸づくりを推進」という表現に修正しました。また、ユニバーサルデザインという言葉がわかりにくいので、概念や具体例なども併せて記載しました。 （島根沿岸 P 31, 32） （隠岐沿岸 P 24, 25）</p>
2	<p>「海岸整備事業の完了」という言葉は、今後一切事業が無いことを連想させるため、別の言い方に変更したほうが良いのではないかと。 例えば、「概成（がいせい）」。</p>	<p>本文の「事業完了」という言葉を置き換え、今後維持・修繕が必要な箇所と同じ扱いになるように修正しました。 例) 修正前：整備が完了した区域 修正後：整備を<u>実施</u>した区域 （島根沿岸 P 57）</p>
3	<p>海岸防護のために、海岸端に守り本尊の千手観音菩薩を建立して、巡礼スポットにして観光に役立ててほしい。</p>	<p>宗教に関することであり、海岸基本計画に記載する事項ではないと考えます。 特定箇所へ設置するご要望があれば、該当する海岸の管理者にご相談ください。</p>
4	<p>海岸にある展望やぐらを海上保安協会の関係者（海守：うみもり）に管理委託しても良いと思う。</p>	<p>特定施設の案件であり、海岸基本計画に記載する事項ではないと考えます。 ご意見は古浦海岸にある施設と思われますが、この施設は松江市に管理を委託しています。現体制で適正な管理がなされていると考えており、今のところ見直す予定はございません。詳しくは海岸を管理する松江水産事務所にお問い合わせください。</p>